平成 23 年第 4 回

高森町議会臨時会会議録

平成 23 年 11 月 28 日 開会



高 森 町 議 会

1 1月28日(月) (第1日)

平成23年第4回高森町議会臨時会(第1号)

平成23年11月28日 午前10時00分開議 於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会(開議)宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

10番 後藤 英範君

1番 宇藤 康博君

日程第2 会期の決定

(1)会期(1日間)

自 平成23年11月28日

至 平成23年11月28日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
11月28日(月)	本会議	議案審議

日程第3 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5 同意第 8号 高森町固定資産評価員の選任について

日程第6 議案第49号 高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の一部改正につ いて

日程第7 議案第50号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第8 議案第51号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

 1 番 宇 藤 康 博 君
 2 番 後 藤 三 治 君

 3 番 興 梠 壽 一 君
 4 番 芹 口 誓 彰 君

5 番 立 山 広 滋 君 6 番 森 田 勝 君

7 番 田 上 更 生 君 9 番 三 森 義 高 君

- 10番後藤英範君
- 3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

8番甲斐正一君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町 長 草村大成君 教 育 長 佐藤増夫 君 総務課長 村 上 源 喜 君 総務課審議員 甲斐敏文君 住民福祉課長 古澤建生君 税務課長 色 見 継 治 君 産業観光課長 橋 本 和 則 君 建設課長 廣木富八君 会計課長 杉田則秋君 教育委員会事務局長 後藤正三君 佐 藤 武 文 君 工藤英二君 総務課長補佐 税務課長補佐 安 方 岩 田 秋 広 君 産業観光課長補佐 建設課長補佐 含 君 高森東保育園園長代理 熊 谷 優 子 君 総務課総務係長 沼田勝之君 岩 下 教育委員長 平田 ルリ子 君 総務課財政係長 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 古 庄 良 一 君 議会事務局庶務係長 松 本 満 夫 君

開会 午前10時00分

〇議長(田上更生君) おはようございます。お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 草村大成君。

町長あいさつ

〇町長(草村大成君) おはようございます。

本日は臨時会を召集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。議長様をはじめ、議会の皆さまには、先に開催されましたねんりんピック熊本大会では、たいへんお世話になりました。おかげさまをもちまして約420名の選手と役員の皆さまを迎えし、非常にはつらつとしたプレイ、そして喜ばれる、楽しまれる姿に感動したところでございます。本大会を無事に成功に導いたことにつきましては、従来より予定されていた大会でございます。先に、今回4月で改選を迎えられました議員さん、新人の方を除く、以前から議席を得られた議員さんにおかれましては、非常にこのねんりんピックについてもご尽力いただいたことに関しまして、重ねてお礼を申し上げます。また、職員をはじめ、特に地域の住民の方に改めてお礼を申し上げる次第でございます。

それと同時に、先日、全国グリーンツーリズムネットワークのこれは全国大会でございます。これの会場を熊本に誘致し、また高森に決定いたしました。特に主催地である高森町においては、分科会と町民体育館において全体会が開催されたわけでございます。全国各地からねんりんピック熊本以上の約500名近い方がお見えになられ、地元高森町はおろか、南郷谷、中部、北部の農業の関係の方、地域の住民の方と非常に友好関係を深めて喜ばれたのではないかというふうに思っております。わずか2日間ではございましたが、高森町の文化とは特にふれ合っていただき、有意義な時間を過ごせたというお答えもいただいております。非常に全国に高森町ということ、それともう1点、ここの生産商品、産物はおいしいんだというPRは非常に功を奏した、できたのではないかというふうに思っております。

ただ、私が非常に残念だったのは、町内の団体などの参加が極めて少なかった。 これは住民意識もそうでございます。熊本大会という小さい大会ではなく、全国大 会でございます。もう熊本に回ってくることがあるかどうか分かりませんが、私自 身としては、私がトップセールスマンとしてのPR不足を痛切に感じていることが 1つ、それともう1点、やはり団体との横のつながり、話し合い、対話、これがなければなかなか先に進まないのではないかというふうに思っております。今後こういったイベント、大きいイベントをやるにあたり、そして取組みを進めるにあたり、勉強になりました。しっかり次には反映させていきたいというふうに思います。

以上、9月定例会後の動き、特に大きいイベントについてご報告させていただきました。今後も機会があれば積極的に取り組みたいと思います。

本日は、ご提案申し上げますのは、承認2件、同意1件、議案3件でございますが、ご審議の上、よろしくご決定賜りますようにお願いを申し上げまして、ご挨拶と代えさせていただきます。

○議長(田上更生君) ありがとうございました。

ここで、本年10月1日付けで高森町教育委員長に就任されました平田ルリ子 君にごあいさつをお願いいたします。教育委員長 平田ルリ子君。

○教育委員長(平田ルリ子君) おはようございます。

ただいま紹介にあずかりました、今年10月から高森町教育委員長を拝命されました平田ルリ子でございます。これも皆様方のご推薦・ご同意をいただいて、この責にあるということを非常に名誉に思っております。つい10月の14日、地方教育行政の功労者として文部大臣表彰を受賞してまいりました。これも本当に町長の推薦があって、議会の皆様方の同意を得まして、今ここに、この責にあるということを非常に有難く、嬉しく思っております。高森町の教育行政のために永万としての責務を果たすべくがんばっていきたいと思いますので、どうぞ皆様方よろしく、高森町の町政、それから行政のために日夜がんばっていらっしゃる皆様方の真摯なお姿を拝見するにつれて、私もその一員を加えさせていただきますことを、重責を感じますとともに、その責を果たすべく老体にむち打ってがんばっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(田上更生君) どうもありがとうございました。

次に、本年10月1日付け及び11月14日付けで、職員の人事異動が行われておりますので、自己紹介をお願いいたします。

○住民福祉課長(古澤建生君) おはようございます。

11月14日付けで、住民福祉課長を命ぜられました古澤建生です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課審議員(甲斐敏文君) おはようございます。

10月1日付けで、産業観光課審議員から総務課審議員の辞令交付を受けました。与えられた事務遂行に向けて鋭意努力してまいりますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

○税務課長(色見継治君) おはようございます。

11月14日付けで、税務課長を拝命いたしました色見継治でございます。よ ろしくお願いいたします。

○税務課長補佐兼税務係長(工藤英二君) おはようございます。

同じく11月14日で税務課長補佐兼税務係長を拝命しました工藤です。よろ しくお願いします。

〇議長(田上更生君) どうもありがとうございました。

それから、8番 甲斐正一君からは、病気療養のため欠席届があっております ので報告しておきます。

また、同じく住民福祉課長補佐 岩下公治君、同じく阿部恭二君、色見保育園園長代理 瀬井類子君からは、公務出張等のため欠席届があっておりますのでご報告いたしておきます。

ただいまから、平成23年第4回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(田上更生君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番 後藤英範君、 1番 宇藤康博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(田上更生君) 日程第2 会期の決定を議題とします。

会議の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員 長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

〇議会運営委員長(立山広滋君) おはようございます。5番 立山です。

議会運営委員会に付託してありました会期の決定についてご報告いたします。 会期は、本日1日限りでございます。

以上、報告を終わります。

○議長(田上更生君) 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田上更生君) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日11月28 日の1日間と決定しました。

日程第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(田上更生君) 日程第3、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長(村上源喜君) おはようございます。

承認第6号でご提案申し上げました専決処分の内容についてご説明申し上げます。 今回の専決処分は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります菊池市及 び大津・菊陽水道企業団が矢護川地区簡易水道組合の給水区域の拡大に係る水道法 の認可を受ける日の前日、これは11月30日でありますけれども、これまでに矢 護川地区簡易水道組合を熊本県市町村総合事務組合から脱退させる必要があります ことから専決処分したものであります。

なお、この一部変更議案につきましては、各市町村同文議案となっております。 よろしくお願い申し上げます。

○議長(田上更生君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(田上更生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田上更生君) 討論なしと認めます。

これから、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田上更生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の 承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(田上更生君) 日程第4、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

〇建設課長(廣木富八君) おはようございます。

承認第7号でご報告いたします平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

専決しました内容は、高森ポンプ場1号送水ポンプ電動弁のシードルに経年的な 結果と異常な摩擦で変形や亀裂が発生したことに伴う修繕費でございます。破損部 分のみの取替えはできなく、電動弁本体の新規取替えを行う必要が緊急に生じたこ とによるものでございます。

5ページをお開きください。

今回、補正の増額は行わないで、修繕費の451万5,000円について予備費で対応するものでございます。

以上、専決しました主な内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご 承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

- ○議長(田上更生君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 9番 三森義高君。
- **〇9番(三森義高君)** 9番三森でございます。

一応修繕費を予備費で対応するということでございます。特に水道関係においては時を争う、1時間たりとも送水できない状態が続くということはたいへん問題点が出てまいります。そのような中で、このような劣化、いろいろな消耗という部分は当然これは機械消耗はあるわけでございます。そういう中において、常日頃の点検というものがどのような形で行われているのか、また耐用年数等も多々あるかと思います。そこらあたりの点検等はどうなっているのか、お答え願えればと思います。

- 〇議長(田上更生君) 建設課長 廣木富八君。
- ○建設課長(廣木富八君) ただいまのお尋ねの件ですが、点検について、簡易水道、 農水も含めてですが、現在まで定期的な点検はなされておりません。ただ、簡易水 道、建設課の今、資料にあるもので水道ポンプ場の建設については昭和60年に建 設されております。25年余りが経っておりますが、平成13年に高森ポンプ場か らの送水しております城山配水池、芝原配水池向けのポンプとモーターについては

取替えを行っております。そういったことで通常的な点検をしていなく、今回の修 繕が発生いたしました。今後については定期的な点検を行っていきたいと、そのよ うに考えております。

- 〇議長(田上更生君) 9番 三森義高君。
- ○9番(三森義高君) ありがとうございます。簡易水道について、点検がなされてないということでございます。機械というものは消耗品でございます。耐用年数というものもございまして、その算定の中でどのような点検をするべきなのか、そこらあたりは逐次やっていただくということを前提に考えていたら、これが最もなことではなかろうかと思います。今後については、その配慮を特に入念にお願いいたしたいと思います。

農業用水につきましても、たまたま私も会長をいたしております。これについては、今、これも農作物の一端を担っておりまして、部品等の交換等で整備をしております。これと同様に簡易水道についてはですね、特になくてはならない、死活問題、これは1日空きますと貯水タンクというものは限度がございます。そういうことを踏まえてまいりますと、高森全域の簡易水道というものはそれなりの、先ほどから申しておりますように、点検整備というものをなされておかないと大変なことになるというのをまず考えていただきたいと、その点も町長のほうにも特にお願いをいたし、町長の発言を求めたいと思います。よろしく答弁お願いいたします。

- 〇議長(田上更生君) 町長 草村大成君。
- **〇町長(草村大成君)** まず、9番議員のご質問にお答えいたします。

建設課長が答弁したとおり、点検がなされてなかったというのが大前提が一つで、点検をしなければいけない、それはなぜかというと、やはり住民に一番直面した、人の口に入るもの、これはもう命の次に大事ではないかと思われるぐらい重いものでございます。ということも含めまして、今後、点検と整備につきましては、しっかり課で対応していきたい。また、それと同時に1点分かっていただきたいことがございます。非常に職員の人数が以前よりも減っているのは一番お分かりだと思っております。そういう中で、やはり非常に執行部の中でもコンプライアンスを取りながらやっていくことに関して、時間不足があるということも現実でございます。しかしながら、そこは私自身が、もちろん課のトップである課長さんとお話をしながら、少ない人数ではありますが、しっかり対応していきたい。また、人数が必要であるときには、これは本当に先ほどから言うように、9番議員さんが言われ

るように大事なことでございますので、それなりに外部からも人間を入れてでも対応していきたいというふうに私自身は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(田上更生君) 9番 三森義高君。
- ○9番(三森義高君) ありがとうございました。適確なる配慮をお願いいたしたいと思います。特に水につきましては、トンネル工事の中で枯渇をし、自衛隊あたりも救援活動をお願いしたような経緯もございます。それを踏まえてですね、今後そのようなことが起きないように、是非とも絶大なる配慮をしていただき、点検整備等をやっていただきますよう心からお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(田上更生君) そのほかございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(田上更生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(田上更生君) 討論なしと認めます。

これから、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田上更生君) 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の 承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第5 同意第8号 高森町固定資産評価員の選任について

○議長(田上更生君) 日程第5、同意第8号、高森町固定資産評価員の選任について を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

〇町長(草村大成君) 同意第8号の高森町固定資産評価員の選任について、提案理 由の説明を申し上げます。

今回の選任は、本年11月14日付けで行われました人事異動に伴い、新たに税務課長となりました色見継治君を高森町固定資産評価員に選任するものであります。固定資産評価員の選任については、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

よろしくご審議の上、何卒速やかにご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(田上更生君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田上更生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田上更生君) 討論なしと認めます。

これから、同意第8号、高森町固定資産評価員の選任についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田上更生君) 異議なしと認めます。したがって、同意第8号、高森町固定 資産評価員の選任については、原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第49号 高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の一部改正につ いて

○議長(田上更生君) 日程第6、議案第49号、高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長(草村大成君) 議案第49号でご提案申し上げました高森町指定管理候補者 選定審査会設置条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

当条例は、平成18年6月に施行され、指定管理者の選定に際しての手続きを定めています。しかしながら、条例施行後5年を経過し、条例の運用上、改正する必要が生じましたので、今回提案するものでございます。

改正の内容といたしましては、題名及び本則中にあります「選定」の部分を「選考」に改めるものでありますが、これは熊本県においても「選定」から「選考」へ 改正されていますことから、これに準ずることとするものであります。

次に、組織の構成でありますが、職員5人及び外部の有識者2人となっていますが、以前、議会でも申し上げましたが、施設の運営管理の経験や民間の会計制度などに精通していない職員が主体となって審査委員を構成することにつきましては、 私は好ましくないと考えておりますので、有識者等5名と改めるものです。各方面 の民間の方に審査していただくほうが、より審査の内容が充実いたしますし、一方では職員の精神的負担が軽減されるものと考え、今回提案するものでございます。 これにつきましても、熊本県におきましてはこのようなことも背景にあると聞いて おりますが、すべて民間人による審査会に変更されているところであります。

以上、ご説明しましたが、ご承認いただけるようお願いを申し上げます。

- **〇議長(田上更生君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。3番 興梠壽一君。
- ○3番(興梠壽一君) おはようございます。3番 興梠です。

今、町長のご説明をお聞きいたしまして、この有識者等5名となっておりますけれども、この等の意味ですね、どのように意味が含まれておるかをご説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(田上更生君) 総務課長 村上源喜君。
- 〇総務課長(村上源喜君) お答えします。

いわゆる有識者というのは、いわゆる有識者でございます。等とあえて付け加えましたのは、例えばある施設でありましたら、そこの利用者の方、有識者というのは例えば税理士、会計士、その他会社を経営されている方、そういった方を有識者ということと、有識者並びにその利用される方あたりを等ということで一括りにして有識者等という表現にしております。

以上でございます。

- 〇議長(田上更生君) 3番 興梠壽一君。
- ○3番(興梠壽一君) ありがとうございました。

現在、高森温泉館のほうで指定管理者のほうを適用されております。現在、温泉館については、前回の一般質問でも出ましたように、経営が非常に悪化をしております。ぜひ、この制度をですね、大きく利用していただいて、より高度な管理能力を持ち合わせた方の選考をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長(田上更生君) そのほかございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田上更生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田上更生君) 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、高森町指定管理候補者選定審査会設置条例の一部改 正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(田上更生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、高森町指 定管理候補者選定審査会設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されま した。

日程第7 議案第50号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長(田上更生君) 日程第7、議案第50号、高森町一般職員の給与に関する条例 等の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長(草村大成君) 議案第50号でご提案申し上げました高森町一般職員の給与 に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院及び熊本県人事委員会の勧告に基づき、本町職員の給与に 関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、本年12月から職員給を平均0.48%引き下げるものであります。これは3年連続の引き下げとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを 申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(田上更生君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田上更生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田上更生君) 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正に ついてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田上更生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、高森町一

般職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

○議長(田上更生君) 日程第8、議案第51号、平成23年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

〇町長(草村大成君) 議案第51号で提案いたしました平成23年度高森町一般会 計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、入学祝金支給事業といたしまして、来年4月に小学校に入学予定の新1年生を対象とし、1人当たり5万円相当分の物品等を支給するものでございます。これは私の選挙公約に挙げている一つでもございまして、4つのメニューを準備しており、その中の好きなメニューを対象者が選択することになります。

具体的なメニューといたしましては、まず町内の商店で利用できる地域商品券の 支給、次に学校教材の購入に関する補助、続きまして就学準備用品購入者に対する 現金払い戻し、最後にランドセルの支給でございまして、以上の4項目を準備する ことといたします。

それでは、歳入歳出の予算についてご説明申し上げます。

まず、1ページ目をお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出をそれぞれ310万円増額することといたしまして、これを現計予算と合算し、総額でそれぞれ38億2,239万1,000円とするものでございます。

続きまして、歳入からご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

地方交付税につきまして、現時点での見込額を調整し、310万円を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

教育総務費の事務局費でございますが、11節の需用費につきまして、商品券と クーポン券の印刷経費及び事務用消耗品を合わせまして10万円を計上しておりま す。

20節扶助費につきまして、仮称ではありますが、平成24年度新入学児童入学 祝金といたしまして、新入学児童1人当たり5万円の60名分を見込んでおり、合 計300万円を増額するものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要をご説明いたしましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、ご説明を終わります。

- ○議長(田上更生君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 立山広滋君。
- ○5番(立山広滋君) 5番 立山です。

今、提案理由の説明、町長からありましたけれども、町長のほうに2点ほど質問したいと思います。よろしく答弁をお願いします。

まず、第1点目ですけれども、町長が今言われましたように、選挙中から公平なお祝い制度にしたい、選択権を拡げたいと言われてきました。なぜ入学祝いランドセル支給から、今回の制度に変更されたか理由をお聞かせいただきたいと思います。なぜなら、私は町長といろんな話をした中でも、あまりこの件に関しては詳しく話したことはありませんし、町長は絶対に変えるんだということを言われ続けてきました。そこまで言われた真意は何でしょうか。

2点目、以前、議会でも選択権を拡げるということで言われましたけれども、 その選択権が今4種類あると言われましたけれども、この4種類の詳細な説明、ま たは保護者や対象者には、制度の内容等は通知されていますか。この2点をお尋ね したいと思います。

- 〇議長(田上更生君) 町長 草村大成君。
- **〇町長(草村大成君)** 5番議員のご質問にお答えいたします。

選挙中から公約として挙げておりました。民意を得たわけですので、制度自体の変更に関しては了承を得ているというふうに考えて、その内容についてしっかり審議をして決めていかなければいけないというふうに考えておりました。そういう中で、まず公平性、これについてですが、私はこのランドセルを一律支給することは絶対公平とは思っておりませんでした。その理由といたしまして、新入学生の中には、やはりランドセルを持てない生徒もいる可能性もあります。また、それは要は身体的に障がいがあったり、いろんなハンディキャップを背負っている新入学生も全国には多々いるわけです。高森町に今後、またこれからもそういうハンディキャップを背負いながらも、学校に一生懸命行くんだという生徒がいないとも限りません。そういう中で、やはりその人その人に合ったもの、そして一番大事なことは公平性という言葉を遣うのであれば、一番底辺の下のレベルを基準にして制度設計

というのは積み上げなければ、公平性というものは担保できないというふうに考えております。何もポピュラリズムの、私はそれを迎えているわけでもないし、それを進めているわけでもございません。しかし、公平性という言葉を選挙中から遣っておりましたので、絶対この制度は100%公平性にさせていただきたいというふうに思って、今回提案させていただきました。

2点目の選択権を拡げるということは、以前、議会でも申し上げました。これはいろんな各家庭、事情もあると思います。保護者の考えもあると思います。そういう中で、ランドセルだけに限らず、例えば先ほど4つのメニューを申し上げましたが、学校の教材、これは小学校1年生から6年生までかなりの金額がかかるわけでございます。非常に毎回毎回、保護者においてもお金を出さなければいけない。これはもう親としては当然だとは思いますが、しかしながら、そういう中で一律に同じ時期に、同じ日に支給できる、そういう形を選ばれる選択権もあっていいのではないかというふうに考えております。

私は、本来4つ以上のメニューを用意したかったのは事実でございますが、やはり財政的なこと、それと制度をしっかりつくるに当たって、やはり4つ、いろんな議論をした中で4つに絞らさせていただきました。選択権を拡げるということは、保護者だけではございません。学校に通う生徒も自分の家庭で何を選んだのかということを6年間で知るわけであります。そういう中で一つ一つやはり小学生であろうが、私はこれを選んだ、僕はこれを選んだということを認識して、選択権という言葉の意味、そしてその対価についても子どもに培っていただきたいというふうに思っております。

詳しい制度の設計につきまして、制度の内容につきましては、担当のほうから お話をさせていただきます。

以上、終わります。

- **〇議長(田上更生君)** 教育委員会事務局長 後藤正三君。
- ○教育委員会事務局長(後藤正三君) 制度について、もう少し詳細に説明したいと 思います。

まずは、町長が言いました選択権ということですけれども、一つには現在見込みなんですけれども、ランドセルのからえない子が入学する予定もございます。そういうこともありまして、ランドラルに限定せずにもう少し選択しようということで、現在、町長が申しましたように、多種多様にわたりたかったんですけれども、制度を整備する以上、あまりわたり過ぎますと、当然、制度的に難しいところもあ

りますので、今年度は一つはランドラル支給ということで、もちろん従来どおりのランドセル支給、それから地域商品券ということで、これにつきましては高森町内の業者さんで利用できる商品券を考えております。これにつきましては、商工会と連携を取って、現在話を進めております。これの商品券につきましては、利用内容についてはですね、当然子どものために使っていただくということですけれども、そこだけに限定してしまいますと、また商店の利用もありますので、当然その中で子どもに関係のあるのに使っていただくということで商品券で使われたことに対しては、もう特に厳しくは設ける予定はございません。子どもの学用品、もっと違うやつに子どものために使われるかも知れませんけれども、そこは限定しております。それから、現金支給ということですが、これについては購入場所の範囲を限定

それから、現金支給ということですが、これについては購入場所の範囲を限定しておりません。ただし、これにつきましては、あくまでも学用品関係ということで、例えばランドセルとか体操服、文具類とか、学習机とかですね、スクール水着とか、そういうのに利用していただけるようにしております。なぜかといいますと、どうしても高森で揃わない物があるといった場合には、それを購入されて領収書を持ってきていただくと、うちのほうで正当だと思えば、それを保護者の方に支払う。それから、教材支給券ということで、だいたい小学校で6年間でだいたい7万円ぐらいの教材代が出ております。小さいのからすると、いろんなノート類とか、学習ノートとか、問題集とか、教材に使う例えば家庭科の箱とかですね、そういうのがだいたい6年間で7万円ぐらいと。そのうちの上限を決めて5万円ということで、今話しました上限につきましては、支給額を一応5万円ということで考えております。

それから、ご質問にありました、保護者の方はご存知でしょうかということですが、以前にアンケート調査をしております。の中の結果として、こういう意見が出てきたのも一応4種類の形に表していると。

それから、細かい制度の説明につきましては、本日、臨時議会で上げさせていただきました理由の一つとしましては、議会のほうである程度の予算が決定しないと、細かい説明が保護者の方にはできません。それですので、急きょ、臨時議会が開催されるということで、今回提出させていただいて、ご決定いただいた後に保護者の方に説明会をすぐに開催する予定にしております。それについては、詳細な内容を説明して、保護者の方にこの中でまずは選択を、第1番目に選択をしていただくという形を取りたいと思っております。ですので、議会終了後に大至急に保護者会の中で詳細については説明したいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(田上更生君) 5番 立山広滋君。
- ○5番(立山広滋君) 5番 立山です。

今、町長と局長の答えを聞いてですね、もう私も初めて気づきましたけれども、まあ言葉は悪いんですけれども、今までは十把一絡げ、町長、局長の話を聞いてですね、障がい者等々の言葉も出ました。ああなるほどだなあということで、この件に関しては誰もそういう細かいところまでは気づいていなかったんじゃないでしょうか。私自身、納得もできました。公平性を担保してですね、選択させる制度として根付くように、しっかりと保護者や新入学生にも説明をしてやっていただきたいと思います。

余談ですが、私も議会議員をやっている関係上、いろんな学校の関係者と話しますけれども、学校で使う教材を選択権の一つにしていることは、学校側も助かる可能性が高いと思います。この件に関して教育長はどのような見解をおもちでしょうか。

- 〇議長(田上更生君) 教育長 佐藤増夫君。
- ○教育長(佐藤増夫君) 5番議員の質問に対してお答えいたします。

今の件につきまして、実は月に1回、町内の校長会を開いておりまして、前回このことにつきましても一応大きな動きということで説明をいたしました。校長の間から、どれが良い、どれが悪いということは申し上げはありませんでしたけれども、今学校でいろいろと現金をですね、扱うということについては、いろいろと気を遣っているところでございまして、そういった教材等について、町のほうでそうしていただくと、非常に学校も安全に教育ができるということで、まあこれは四者選択だけれども、これが一本化になると学校にとっては一番助かるなあという意見等が出まして、私もそのとおりだと思いました。

以上です。

- 〇議長(田上更生君) 教育委員会事務局長 後藤正三君。
- ○教育委員会事務局長(後藤正三君) すみません。それから、一つ補足説明があったんですけれども、教材支給につきましては、さっき説明しました6年間の中で5万円ということになっております。今回予算を上げましたけれども、教材支給の場合には将来にわたりますので、3月議会の時点で教材支給を選ばれた保護者に対しては3月の予算の時点で一応減額をさせていただきまして、その後に負担行為を起こさせていただきたいということで、単年度で消化する金額ではありませんので、

新年度予算で負担行為を起こさせていただきたいと思っております。債務負担行為です。すみません。その分が説明が漏れておりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(田上更生君) そのほかございませんか。2番 後藤三治君。
- **〇2番(後藤三治君)** 2番 後藤です。

町長さんのご説明でですね、非常に選択肢が広がっていいなというふうに感じますが、1点だけお聞きいたします。

といいますのが、私が役場在職中にですね、このランドセル配布が開始されまして、そのときの経験から一つ申させていただきますと、今回4つの選択肢があるということでございますが、予算では各5万円というようなことで予算計上されておりますけれども、ランドセルを希望された場合ですね、例えば今までの経緯からいきますと、高額なランドセルが2万5,000円以下ぐらいで購入できておりました。となりますと、ランドセルを希望した人は、今後入札をされますと、いくらになるか分かりませんけれども、5万円を切る場合がありますよね。そういった場合はほかの商品券等との兼用ができるのかですね、例えばランドセルに基準をおきますと、今言われました5万円の予算も、ほかの商品券はそのランドセルに合った金額の支給したほうとしては均衡を失すると私は思うんですよ。どこに基準をおかれるのかですね。私たちが当時ランドセルを決めた背景の中にはですね、そういったいくつかの選択肢をすると、一番安いものに基準をおきますと、安く購入できればそう皆さまの家庭にですね、そういった助成ができない状況も出てくると。一律に5万円で、例えばランドセルであれば、その差額分は現金で負担をされるのかですね、そういったところをちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

- 〇議長(田上更生君) 教育委員会事務局長 後藤正三君。
- ○教育委員会事務局長(後藤正三君) 今の質問ですけれども、今2番議員さんがおっしゃったとおり、私たちの中でもかなり議論をしました。さっき5番議員さんからありましたように、保護者説明会をしたいという一つの大きな理由としまして、ランドセルについては5万円と、定価5万円というよりかは、考え方によっては7万円とかですね、そういうやつをまず入札にかけてみようと。そうすると、希望者が少なければ、当然入札にかけても高い金額だろうということで、ここについては金額が安定しておりません。ですので、保護者説明会をしたい理由としましては、ランドラルについては5万円相当と書いてありますが、基本的には6、7万円、当然値段が下がることを前提に、高いランドセルを入札にかけて、当然5万円以下にな

っちゃいけないんですが、3万円になるかもしれませんし、4万円になるかもしれません、分かりません。それについては、それで終わりですということで保護者に説明したいと思っております。それを理解してランドセルを購入される、されないということの判断が出てくると思います。それは私たちとしても、今言いましたように、入札ですので、最終的にどの金額になるかというのがまったく分かりません。ですので、それは保護者にしっかりその今2番議員さんが心配されている部分についてはしっかり説明をした中で、ランドセルを希望される方はランドセルをという形にしたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(田上更生君) よろしゅうございますか。そのほか質疑ございませんか。 2 番 後藤三治君。
- 〇2番(後藤三治君) 説明は分かりますが、それで家庭が了解されるでしょうかね。 多分そうなると、5万円となれば、ランドセルも欲しいけれども、その差額をくだ さいというのが通常じゃないですかね。私はそう思います。まあ理解を取られると 思いますけれども、確かにですね、5万円のランドセルという、もし仮に入札でし た場合、相当金額の高いものということになると思うんですよ。ただ、そのランド セルになりますと、これは毎年入札でしょう。非常に何かちょっと不公平があるよ うな気がするんですよね。例えば、町長さんがもし選択肢の中に、ランドセルを購 入された場合については、入札で安かったけれども、その差額分は何かほかの物と 対応できると、一律5万円というのであればですね、均衡はとれないとは言えない と思うんですよ。例えば教材費に充てるとか、商品券に充てるとか、差額分につい ては。そういうのもありますよということであれば、案外了解できるのかと思いま すけれども、今言われたような説明のランドセルについては、ほかは5万円ですけ れども、ランドセルは要するに入札の結果で、仮に1万円であったかもしれません。 そういう場合もとりあえずそれだけで終わるというのは、ちょっとどうかなと思い ます。
- **〇議長(田上更生君)** 教育委員会事務局長 後藤正三君。
- ○教育委員会事務局長(後藤正三君) 現時点でですね、これは最終決定ではありませんので、現時点で考えてるのは、今話したことがございます。一つの手法とすればですね、例えばじゃあ商品券をもらって、それでランドセルを買おうと、これも当然可能になってくるわけですね。ですから、それを個人で買えばだいたい正札で5万円とか4万円、結構下がらないと思います。そういう手法に切り替わる可能性は

十分あると思います。今言いましたように、100%決定事項ではありませんので、本日議会に出して、私たちが現在考えている内容はこういうことですということで一応予算計上しております。ですので、今後、保護者等の説明会もしていきますが、その中でまた違った意見も出る可能性もあると思います。ですので、基本的には上限を5万円というのを基本において考えていきたいということで、ランドセルについても額は非常に不安定ですので、なかなか決定しづらいですので、一応現段階ではランドセルは支給し切りということで、例えば現金で希望された場合には、現金でランドセルを買われれば、当然それに対して町は支払いますので、別な方法でのランドセルの購入も可能だということではあります。2番議員さんがおっしゃる部分については、内部でもかなり議論しましたが、一応そういうふうに価格が不安定ですので、ランドセルはやり切りという形にしようということで、まあ内部だけでの決定ではございますけれども、以上でございます。

〇議長(田上更生君) 町長 草村大成君。

〇町長(草村大成君) 2番議員のご質問で、非常に私も先ほどより教育委員会のほ うの局長がですね、言ったように、この問題は議論をいたしました。私も考えとい たしましては、単に簡潔に申し上げまして、カバンを仮に、ランドセルを買いたい という方は、例えばキャッシュバック方式で買う方法はございます。もう1点は、 地域商品券、これを選択して、その中から町が配布するランドセルを購入するとい うやり方もございます。キャッシュバックに関しましては、もう1点、町内でよく 言われておりますが、もうじいちゃん、ばあちゃんから買ってもらったとか、とう ちゃん、かあちゃんとか買ってもらったとか、ねえちゃんからお下がりばもらった とか、いろいろございますが、要は今まで買われた方も差し戻ってキャッシュバッ クで領収書を出していただければ、その分は支給すると、5万円まで支給するとい う形で対応できる。2番議員さんがおっしゃったことに関しては、確かに非常に入 札価格は不安定という部分がありますが、私は保護者説明会でこういう使い方をや れば、保護者にとっても有利だし、生徒にとってももっとプラスして使える道もあ りますよということをしっかり説明していきたい。そしてまた、事務局には説明し ていただきたいというふうに思っております。すなわち、最終的には余った分も、 例えば余った分もですね、地域振興券で何かほかの物を買えるという選択権の手法 の選択はこうやればできますよということをしっかり説明したいというふうに思っ ております。以上です。

○議長(田上更生君) そのほかございませんか。1番 宇藤康博君。

〇1番(宇藤康博君) 1番 宇藤です。

先ほどからですね、聞いておりますと、たいへん良いことだと思いますが、学校のですね、保護者の方にアンケート調査をされたと聞きましたんですけど、その調査結果、それを教えていただけますか。

- **〇議長(田上更生君)** 教育委員会事務局長 後藤正三君。
- ○教育委員会事務局長(後藤正三君) すみません。データを持ってきておりませんけ れども、基本的にはですね、ランドセルが多いということで、ちょっと内容をです ね、保護者の方に一応確認したんですけれども、文書じゃある程度は書いてたんで すけれども、内容が今一理解できない部分もあったということで、もう一番簡単な ランドセルと書いていたということでですね、一部の保護者ですけれども、選択肢 が増えた場合どうですかという話をしたら、じゃあもう一度考え直しますというこ とで、アンケート調査内容についてどのくらい理解されているのかなと思って、何 件かはですね、ちょっと電話がかかってきまして、どういうことでしょうかという ことで電話で説明はしております。それと、何件かにつきましては、初めて子ども が入りますので、よくアンケートがあっても、どういうものが必要なのかがよく分 かりませんと。ですから、ランドセルと書きましたという、そういう意見欄があり ますので、そういう意見欄もありました。まあそういうことで、ランドセルがかな り多かったんですけれども、それだけじゃなくて、とにかくこの選択肢はアンケー ト調査の中から選び出した選択肢でございます。今回のさっきも説明しましたが、 これによって詳細説明を、議会が承認後に詳細説明をやろうと。予算が通ってない のに5万円だとかいう話がまったく保護者のほうにできませんので、その後に詳細 説明をやろうということになっております。
- 〇議長(田上更生君) 9番 三森義高君。
- ○9番(三森義高君) ありがとうございます。9番 三森です。

内容的には、しっかりと受け止めたつもりでございます。その中で1点確認をいたしたいと思います。と申しますと、要するに4月の入学式を前提に話がされておると思います。その中で転入・転出、その事例が発生してまいります。その点について確認ですが、どのような配慮を考えておられるのか、そこらあたりを一つお尋ねいたしたいと思います。よろしくお願いします。

- **〇議長(田上更生君)** 教育委員会事務局長 後藤正三君。
- ○教育委員会事務局長(後藤正三君) まず、基準は学齢簿に載ってる方ですね。学齢 簿ということは、住民票が俗になくて来ている子どもたちがいます。これを校区外

の入学というんですけれども、教育委員会等が認めた場合、学齢簿に載せるということで、すみません、区域外入学の方です。基本的には学齢簿に載られている方、それからこの基準日をいつにするかということで、これもまだ議論してまして、決定ができていません。これについては教材支給になれば、新年度入ってきても対応が十分できます。予算上、確定を異常なければですね。そういった中でだんだん子どもも少子化が進んでおりますので、私たちからすれば、もうぎりぎりまでこれを対応していきたいというふうに思っております。基準日についてはですね、設定をしておりませんが、この利用ができる、例えば地域商品券、現金支給については、一日も早くということで1月1日からスタートできればなと思っております。そのために今回予算を上げております。今言いましたように、小学校は1クラスになってる部分がありますので、あと1、2名来れば2クラスになる分がありますので、できる限りのぎりぎりの線までは選択できるようにしたいと思っておりますが、基準日についてはまだ最終決定はしておりません。以上でございます。

- 〇議長(田上更生君) 9番 三森義高君。
- ○9番(三森義高君) ありがとうございます。だいたい分かりました。

せっかくの機会でございます。新しい形で始める場合は、今後いろいろと皆さん方が納得し、安心していただけるやり方、これを徹底して、基準日にしろ何にしる、要するにせっかく高森町の住民として、また子どもとして認めていただいたという証になるような形で進めていただくことを要望いたします。お願いいたします。

- ○議長(田上更生君) そのほかございませんか。4番 芹口誓彰君。
- ○4番(芹口誓彰君) 4番 芹口です。

2、3点、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、ランドセル支給ということになろうかと思いますけれども、その場合ですね、一応町で入札をして、ランドセルを買って支給するということになれば、扶助費という名目で予算執行していいのかどうかが1点と、それから教材費の支給につきましては、1年なり、2年なり、3年なり延びるということでございまして、債務負担行為をするということでございますけれども、途中で転校あたりになった場合については、その債務負担行為はどうなるのか。それからもう1点は、現金支給とか、商品券支給とか、教材支給とかなりますけれども、そういった支給をする場合についての規則なりの法的整備、そういったものについてはどういうふうにお考えか、その3点についてお尋ねしたいと思います。

〇議長(田上更生君) 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長(後藤正三君) 今言いました扶助費についてですが、ランドセルの場合は現金支給ですので、これ財政と打ち合わせて、種類が多うございましたので、やっぱり扶助費が適当かなということで、ちょっと財政と一緒に調べさせていただいて、種類が多岐多様にわたっていまして、人数が確定できませんので、扶助費に入れさせていただいております。

それから、途中に転校した場合はということですが、その場合は教材支給の部分になると思います。それにつきましては、これもずっと議論をしているんですが、 基本的には入学した時点で権利があるのではないだろうかということで、残りについては現金支給をするか、あくまでも転校した時点で終わりにするかということで、これについてもちょっと詳細についてはですね、決定をしておりません。

それから、これに基づきます支給規則といいますか、そういう規則については、 保護者会を開いた後に詳細について内容を決定していきたいと思います。ですから、 支給前の、さっき言いました1月1日を一応スタートとしていますが、その後、1 2月の段階で支給規則なるものを作って、はっきりした支給要件に合うようにです ね、作るように考えております。以上でございます。

- ○議長(田上更生君) よろしゅうございますか。10番 後藤英範君。
- ○10番(後藤英範君) 10番 後藤でございますが、今、大震災でですね、かなりの子どもがこっちにきていますね。それで、あっちから来ておられる方が高森町の籍にどのくらい入っておるか。それと、町はどういう対応をされるのか、対象者と思われる人については、きちんと調査された方が良いと思います。
- 〇議長(田上更生君) 教育委員会事務局長 後藤正三君。
- ○教育委員会事務局長(後藤正三君) 現在、震災でのですね、避難して来られている方は、福島とかありません。ただし、神奈川とか、近く、震災地域じゃない方から上色見のほうに避難されている方はございます。今後そういう場合でも、先ほど申しましたように、学齢簿ですね、学齢簿というのは教育委員会が認めた場合、区域外入学と、はっきり言って高森に住所はないけれども、子どもはどうしても預けたいと。今言いました、この支給対象には学齢簿に記載された方については対象にしたいと思っておりますので、教育委員会が区域外から入学したいと認めた人たちが学齢簿に載りますので、教育委員会が認めた人については支給対象としたいと思っております。
- 〇議長(田上更生君) 10番 後藤英範君。
- **〇10番(後藤英範君)** 今ですね、60名という数字が出ていますが、そういう人が

入って来たらどうされますか。

- **〇議長(田上更生君)** 教育委員会事務局長 後藤正三君。
- ○教育委員会事務局長(後藤正三君) 現在の段階ではですね、今言いました区域外入学の届け等が今から始まると思いますけれども、現段階では入っておりません。ただし、実際は53名の予定ですので、予算を60名ということで取っております。そういう形で対応できるようにですね。以上でございます。
- ○議長(田上更生君) そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田上更生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田上更生君) 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、平成23年度高森町一般会計補正予算についてを採 決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田上更生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、平成23 年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

○議長(田上更生君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録平成23年第4回臨時会

平成23年11月発行

発行人 高森町議会議長 田 上 更 生編集人 高森町議会事務局長 古 庄 良 一作 成 株式会社アクセス 電話(096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168 電 話 (0967)62-1111